

一般社団法人外食アレルギー対応協会会員規約

第1章 総則

第1条（目的）

この規約は、一般社団法人外食アレルギー対応協会（以下「本法人」という）の会員に関する事項を定めることを目的とする。

第2章 会員

第2条（会員の種類）

本法人の会員は、次の種類に分かれる。

1. 一般会員

- ホテル、婚礼、飲食事業者、代理店など、アレルギー対応を現場実践している企業を対象とする
- DMO、観光協会、コンベンションビューロー、商工会議所など、特別会員に所属する企業を対象とする

2. 特別会員

- 行政、自治体、研究機関、教育機関などを対象とする

3. 学生会員

- 外食でのアレルギー対応に興味を持つ学生を対象とする

4. 賛助会員

- 食品メーカー、食品衛生コンサルタントなど上記以外の業種業態

第3条（会員資格）

本法人の目的や活動方針に賛同し、当法人が定める基準を満たし、理事会の承認を得た者とする。

第4条（入会）

入会を希望する者は、所定の申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

第5条（退会）

会員は、所定の手続きにより随時退会することができる。ただし、会費の返金を行わない。

第6条（会員の権利）

会員は、法人の活動に参加できる。

- ・ 部会・合同研修会への参加

- ・各種イベントへの参加

第7条（会員の義務）

会員は、本法人の定める会費を納入し、会員規約および決議に従う義務を負う。

1. 期日を過ぎても会費の支払いが確認できない場合、一定期間の猶予を与えたうえで、本法人は会員資格を停止または取消することができる。
2. 退会または除名された場合、既に納入した会費の返金を行わない。

第8条（会員の除名）

本法人は、以下のいずれかに該当する場合、理事会の決議をもって会員資格を取消することができる。

1. 本法人の活動方針や理念に著しく反する行為を行った場合
2. 会費の支払いを3か月以上怠った場合
3. 本法人の名誉または信用を傷つける行為を行った場合
4. その他、理事会が適切でないと判断した場合

第9条（会費）

1. 一般会員は、毎年4月に30,000円（特別会員0円、学生会員5,000円）※いずれも税抜価格を会費として納入しなければならない。
2. 10月以降に入会する場合は、半額となる15,000円（特別会員0円、学生会員2,500円）※いずれも税抜価格を会費として納入しなければならない。
3. 会費の納入期限は、別途請求書に従うものとする。

第3章 免責事項

第10条（免責事項）

1. 本法人は、会員が本法人の提供する情報・サービスを利用したことにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
2. 会員が本法人の名称を利用して行った活動により生じた損害について、本法人は責任を負わない。
3. 会員間のトラブルについては、当事者間で解決するものとし、本法人は関与しない。

第4章 反社会勢力への対応

第11条（反社会的勢力への対応）

- 1 当法人は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく、

会員に対して、会員資格の取消しをすることができるものとする。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)に属すると認められるとき。

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき。

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき。

(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(6) 自ら又は第三者を利用して、当法人又は当法人の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき。

2 当法人は、会員が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消しをすることができるものとする。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流し、偽計を用い又は威力を用いて当法人の信用を毀損し、又は当法人の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 会員は、反社会的勢力のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

4 当法人は、本条の規定により、会員資格の取消しをした場合には、会員に損害が生じても当法人は何らこれを賠償又は補償することは要せず、また、これにより当法人に損害が生じたときは、会員はその損害を賠償するものとする。

第5章 規約の変更

第12条 (規約の変更)

本法人は、必要に応じて本規約を変更することができる。

1. 規約の変更は、総会の決議を経て行うものとし、会員に対し適切な方法で通知する。
2. 変更後の規約は、通知後1か月を経過した時点で全会員に適用されるものとし、継続して会員資格を有する者は変更後の規約に同意したものとみなす。
3. この規約は、総会の決議により変更することができる。

第6章 雑則

第13条（その他）

この規約に定めのない事項は、理事会の決議によって定める。

附則

本規則は、令和7年2月1日から施行する。

年 月 日

会社名

住所

代表者名

印